

板橋区役所前公衆喫煙所の開設に係る説明会

日時：令和元年6月26日（水）
19時00分～20時30分
場所：板橋区役所南館2階
人材育成センター
板橋区資源環境部資源循環推進課

次 第

- 1 開設の経緯について
- 2 公衆喫煙所の概要及び設備について
- 3 開設後の運用方法について
- 4 質疑応答

【配布資料】

- 資料1 板橋区受動喫煙防止対策検討会報告書（令和元年6月）抜粋
- 資料2 板橋区役所前駅周辺の公衆喫煙所設置検討状況
- 資料3 板橋区役所前公衆喫煙所施設概要
- 資料4 板橋区役所前公衆喫煙所運用について
- 参考資料 公衆喫煙所設置に関する経緯
- 参考資料 集じん機イメージ

板橋区受動喫煙防止対策検討会報告書（令和元年6月） 抜粋

第4章 区施設の対応方針について

改正法及び都条例により、多数の者が利用する施設の喫煙が制限されることにより路上等屋外での喫煙が増えることが想定される。その対策が必要になるため、以下のように決定した。

(2) 道路と路上禁煙地区の喫煙場所について

禁煙や望まない受動喫煙の防止を推進する観点からすると、喫煙できる環境を作ることは好ましいことではないが、喫煙者と非喫煙者の立場が互いに尊重されるよう、公衆喫煙所を当面設置することは現時点ではやむを得ないと考える。区民健康意識調査結果などを踏まえ、路上禁煙地区 8 地区のうち喫煙場所が現存する 4 地区、及び来庁者の多い区役所本庁舎が存する板橋区役所前駅周辺において、駅舎を起点に路上禁煙地区をカバーしうる概ね半径 100m 圏内の道路等を含む区有地や区の施設、民間の施設を対象に、設置の可否を含め検討した結果、板橋区役所前駅周辺に、まず、「板橋区役所前駅公衆喫煙所」を試行的に設置することとした。今後の方針は次のとおり。

- ① 公衆喫煙所の設置には、区民・事業者の理解と協力が必要であり、区民・事業者に公衆喫煙所を整備していただく際に必要となる助成制度を創設し、民間の協力を仰いでいく。
- ② 現存する 4 地区 5 か所の開放型の喫煙場所は、望まない受動喫煙を完全に防ぎきることができないため、代替となるコンテナ型の公衆喫煙所の設置状況を踏まえつつ段階的に廃止する。
- ③ 区が設置するものについては、原則として、煙が外部に漏れない構造とし、空気清浄設備・換気設備を備えたコンテナ型を採用する。
- ④ 試行的に設置した公衆喫煙所については、迷惑喫煙等の防止に努めるとともに、利用者の状況や排煙設備の効果、周囲への影響等を検証し、他の地域への設置の可能性について検討していく。
- ⑤ 廃止した喫煙場所周辺については、「エコポリス板橋クリーン条例」の違反者に注意指導を行う「迷惑喫煙等防止業務委託」を強化する。
- ⑥ 設置後においては、今後の喫煙率の推移や社会状況、喫煙所の管理・運営状況等も踏まえ、必要に応じて、その存廃も含めて見直しをしていくものとする。

資料2

板橋区役所前駅周辺の公衆喫煙所設置検討状況

板橋区役所の本庁舎には、年間約100万人、一日あたり5,000人の出入りがある。そのため、必要最低限の喫煙者に対する受け皿を確保しないと、吸い殻のポイ捨てや区役所庁舎敷地周辺の受動喫煙を結果的に増大させてしまう恐れがある。

区民健康意識調査の結果でも、庁舎敷地内の喫煙所設置に賛成が59.9%、駅前の喫煙所設置に賛成が49.8%だった。

これらのこと踏まえ、板橋区役所前駅から概ね100m程度の区有地を中心に、候補地の検討を行った。検討内容については、以下のとおりである。

①板橋区役所前駅の区役所側エレベーター出入り口横の駐車場跡地

以前は、青色パトカーの駐車場であったが、区有地であり、コンテナ型公衆喫煙所を設置するにあたり、特に撤去する物は無く建てられることが確認された。また、青色パトカー駐車場を移動することについても問題ない状況であった。隣接するビルに医療機関が入っているため、粉じんをフィルターで取り除く空気清浄機を備えたコンテナ型公衆喫煙所を設置することで、その影響を極力防ぐことが必要であるとした。

②板橋区役所前駅の1階売店横のスペース

土地を所有する東京都交通局へ打診したが、駅構内全面禁煙の状況の中で喫煙を目的に土地を貸すことは難しいとのことであった。また、土地の形状についても、奥行きがないためコンテナ型設置は難しいと判断した。

③東京信用金庫の横の土地

区有地だが、既にサウンディング調査（公民連携での有効活用に向けた事業化調査）で検討していて、喫煙所を含めた検討はできない状況であった。

④旧保健所

耐震基準が足りないため現在閉鎖されており、安全上の問題もあり、また③と同じく、サウンディング調査の対象地でもあったため、検討はできない状況であった。

⑤情報処理センター

同じく、サウンディング調査の対象地のため、検討はできない状況であった。

⑥四ツ又公園

現在、禁煙の看板を出している約 800 m²の比較的小規模な公園である。区の公園については、現在、禁煙していく方向で検討をしているので、設置はふさわしくないと判断した。

⑦四ツ又商店街の中にある中央分離帯（高速の下）・四ツ又駐車場の真上

駅から離れすぎていて、現実的ではないと判断した。

⑧南館の東口の入口脇の部分（駐輪場）・食堂のテラス部分

空間があるので設置できないとまではいえないが、通勤などの往来者やバス停利用者専用の喫煙所のようになってしまふ危惧があった。また、現在、駐輪場や食堂テラスとして使われており、造作物も存在し、撤去や代替をどうするかの課題がある。

⑨その他

- ・区としては、区の所管する第一種施設（学校、病院、行政機関の庁舎）には特定屋外喫煙場所を設置しない方向性を出している。
- ・公園は、建蔽率が 2% しかなく、小さな公園ではコンテナ型喫煙所は建てられない。
- ・道路の下は、上下水道管、ガス管などの埋設物が多く存在し、また、道路上に何かを設置するような場合は、路上建築物協議会や建築審査会を通さなくてはならないなどの制約がある。また、交通を阻害するところには喫煙所を設置できないので、設置できるとしたら、デッドスペースなど場所が限られる。

資料 3

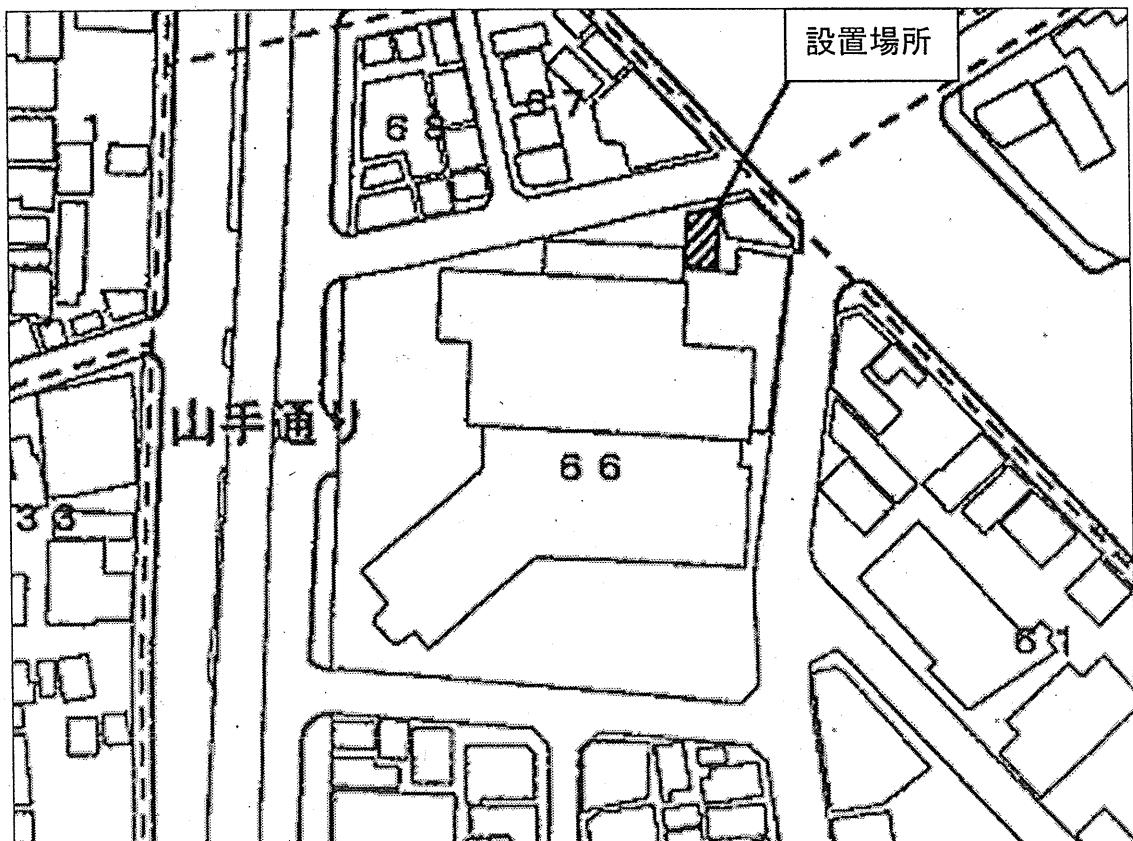
板橋区役所前公衆喫煙所施設概要

施設概要

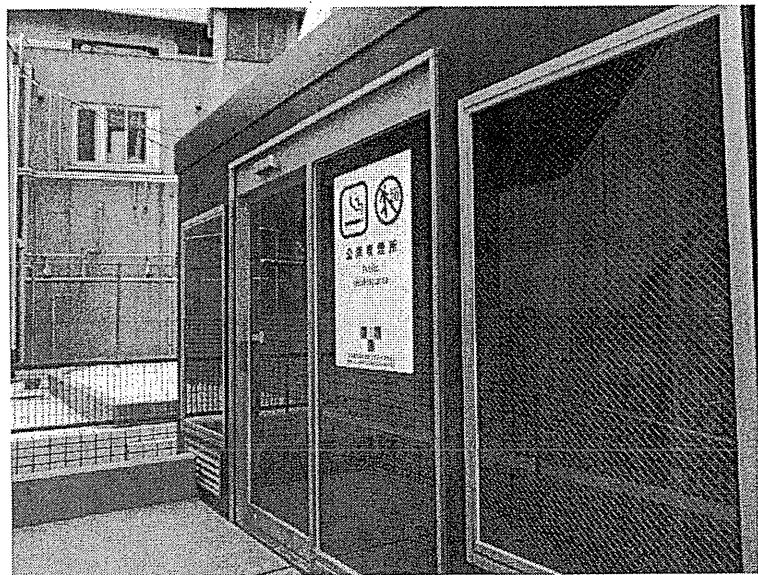
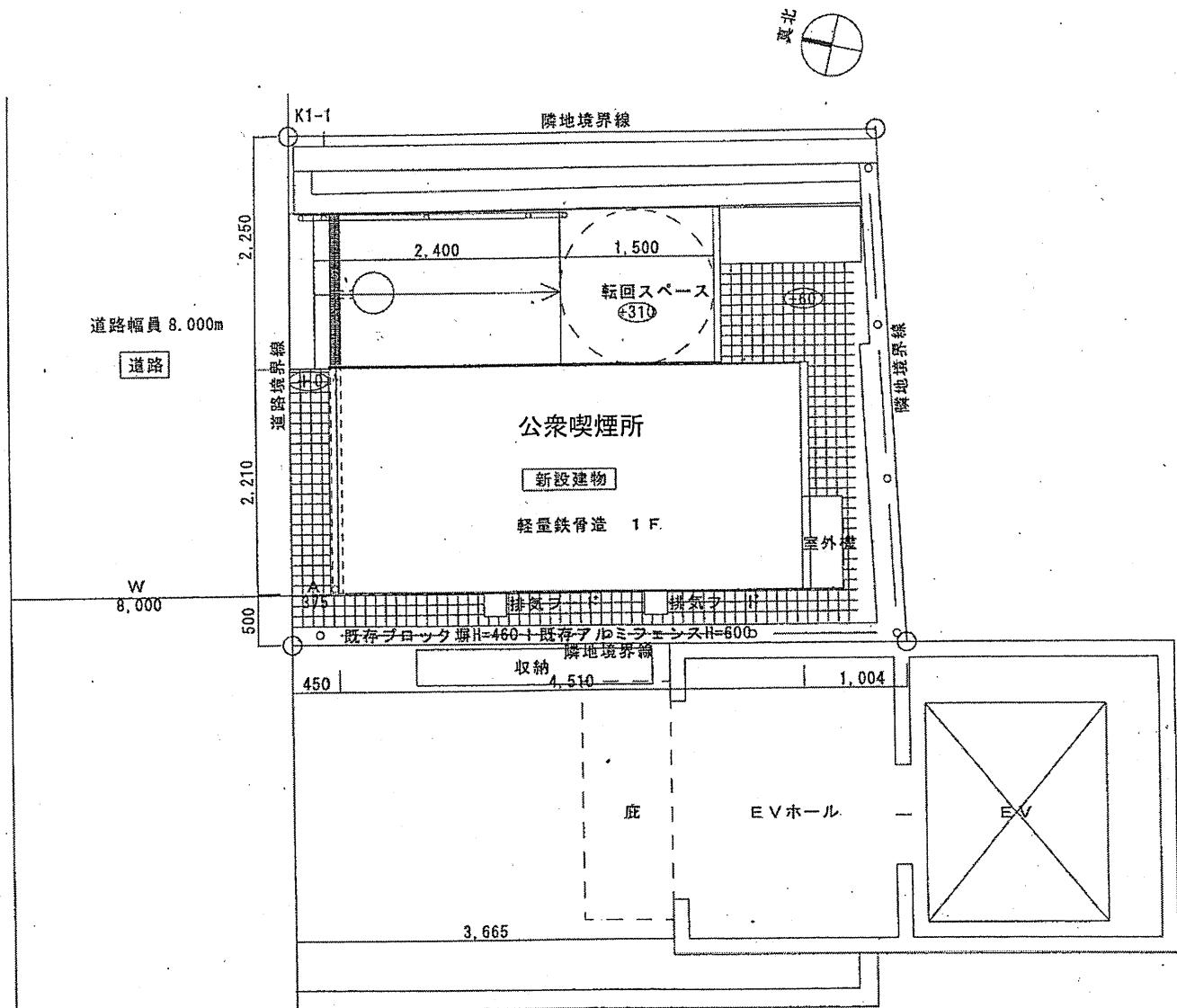
- (1) 名 称 板橋区役所前公衆喫煙所
 (2) 開設予定時期 令和元年9月1日以降
 (3) 場 所 板橋区板橋2-66-1
 (板橋区役所北側地下鉄エレベータ隣区有地)
 (4) 利用可能時間 午前7時から午後8時まで(予定)
 (5) 嘸煙所仕様

敷地等	敷地面積	約29m ²
	床面積	約9.3m ²
諸元	全長×全幅×全高	4,510mm×2,210mm×2,760mm
	重量	1,860kg
仕様	定員	8名
	構造	軽量鉄骨ユニット構造(防火対応)
	空気清浄機能	タワー型集塵機2基 プレフィルタ:ステンレス鋼メッシュ メインフィルタ:2段荷電式電気集塵機 脱臭フィルタ:活性炭+無機脱臭剤 净化装置:プラズマクラスター
	換気能力	ドア密閉時 5.86m/s > 基準値 0.2m/s ドア開放時 0.265m/s > 基準値 0.2m/s
	粉じん濃度	0.144mg/m ³ < 基準値 0.15mg/m ³

【参考1】設置・工事場所 板橋区板橋2-66-1(板橋区役所本庁舎北側)



【参考2】配置図・写真



資料 4

板橋区役所前公衆喫煙所 運用について

1 鍵の開閉業務

開錠 7:00 施錠 20:00

2 清掃業務

- ・1日3回 灰皿清掃
- ・1日1回 換気口、集塵機吸気部分等の埃除去、床水拭き
- ・月1回 ガラス、内壁水拭き、照明器具等内部設備水拭き
- ・年1回 天井水拭き

3 集じん機保守点検

- ・集じんユニット、運転状況の点検
- ・集じんユニット・脱臭剤の交換（使用状況により適時交換）

4 巡回・注意喚起

※朝、昼、夜それぞれ2時間ずつ検討中

公衆喫煙所の敷地及び区役所の外周を巡回し注意喚起を行う。

また、ポイ捨て吸い殻等を拾う。

（注意喚起内容）

- ① 路上禁煙地区内（板橋区役所外周）での喫煙行為
- ② 吸い殻のポイ捨て
- ③ 歩行喫煙（自転車乗車中の喫煙を含む）
- ④ 公衆喫煙所の室外での喫煙行為（入室に対する交通整理）

5 その他

- ・運用規定の整備（開設時間、禁止事項等の設定）
- ・掲示物による啓発（喫煙のルールとマナー、禁煙の勧め、健康に及ぼす影響など）
- ・区職員への注意喚起（職務専念義務の徹底、受動喫煙防止、禁煙の勧め）
- ・施設内外の清掃の徹底（公衆喫煙所敷地周辺）
- ・巡回・指導の強化（状況により）
- ・利用状況の捕捉
- ・委託状況の把握（注意喚起数、吸い殻拾いなどの実績）
- ・周辺大気状況の測定
- ・排気の方向に関する対策
- ・設置後の利用状況、周囲への影響等の検証

公衆喫煙所設置に関する経緯

	日付	内容
1	平成30年3月27日	第1回板橋区受動喫煙防止対策検討会
2	平成30年6月12日	第2回板橋区受動喫煙防止対策検討会
3	平成30年12月13日	第3回板橋区受動喫煙防止対策検討会(中間のまとめ)
4	平成31年1月15日	庁議報告(中間のまとめ)
5	平成31年1月22日	健康福祉委員会報告(中間のまとめ)
6	平成31年1月28日	区ホームページ掲載(中間のまとめ)
7	平成31年2月12日	建築確認申請提出
8	平成31年2月18日	建築確認済証交付
9	平成31年3月1日	本会議 補正予算議決(30年度内に契約手続きを行うための議決)
10	平成31年3月7日	区民環境分科会 当初予算審議
11	平成31年3月8日	入札執行 公衆喫煙所設置工事落札
12	平成31年3月18日	天然ガス設備撤去工事(~19日)
13	平成31年3月22日	本会議 当初予算議決
14	平成31年4月22日	設置に関する近隣挨拶・説明(~23日)
15	平成31年4月24日	設置工事に関する近隣説明(~24日)
16	令和元年5月7日	第4回板橋区受動喫煙防止対策検討会(最終報告)
17	令和元年5月7日	公衆喫煙所設置工事資材搬入
18	令和元年5月9日	公衆喫煙所設置工事着手(当初予定から2日繰延べ)
19	令和元年5月21日	庁議報告(最終報告)
20	令和元年6月1日	コンテナ設置
21	令和元年6月10日	区民環境委員会・健康福祉委員会報告(最終報告)
22	令和元年6月24日	公衆喫煙所設置工事竣工
23		
24		
25		

製品情報

分煙ソリューション

サービス情報

技術情報

製品情報

HOME > 製品一覧 > トルネックス タワー

トルネックス タワー

スマートな省スペースタイプ。

タバコの煙を吸引・集塵・脱臭後、天井部にある既設排気ダクトから外部に排出。臭気の原因であるガス成分等を軽減します。ダウンフロータイプなら、吸引・集塵・脱臭後の空気の一部を天井部より、一定のスピードで吹き降ろす気流制御技術により、カウンタータイプの約1.5倍以上の吸引効果を発揮します。（喫煙室に向かう0.2m/s以上の流れが必要です。）

